

令和 6 年度一般会計決算における  
消費税引き上げに係る地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税が5%から8%、令和元年10月1日から10%へ引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員人件費は除く。)に充てるものとされています。

令和 6 年度決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳 入】地方消費税交付金(社会保障財源分) 274,244 千円  
 【歳 出】地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費 2,650,228 千円

事業区分	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国・県 支出金	その他		うち引上げ 分消費税収	
社会福祉	高齢者福祉費	14,951	882	186	13,883	2,675
	障害福祉費	725,475	507,673	94	217,708	41,941
	児童育成費	852,906	518,368	38,265	296,273	57,076
	その他	44,414	3,521	299	40,594	7,820
社会保険	国民健康保険費	206,576	84,141	0	122,435	23,587
	介護保険費	240,491	9,797	0	230,694	44,443
	後期高齢者医療費	372,748	44,420	10,390	317,938	61,250
	その他	606	606	0	0	0
保健衛生	予防費	134,891	735	79	134,077	25,830
	保健対策費	24,304	7,169	29	17,106	3,295
	その他	32,866	23	0	32,843	6,327
合計		2,650,228	1,177,335	49,342	1,423,551	274,244

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要した一般財源の比率に按分して充当しています。